

北杜市環境保全事業補助金交付要綱

平成21年3月18日

告示第23号

改正 平成27年12月1日告示第88号

(趣旨)

第1条 「人と自然と文化が躍動する環境創造都市」の実現に向け、「森を育て、水を守る」をテーマとした環境保全活動（以下「環境保全活動」という。）の提案事業を募集し、北杜市環境保全基金活用検討委員会（以下「検討委員会」という。）において選定された提案事業に対し、北杜市環境保全基金を活用して北杜市環境保全事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、北杜市補助金等交付規則（平成16年北杜市規則第51号）に規定するもののほか、この告示の定めるところによる。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象者は、市内において環境保全活動を行う団体とする。ただし、北杜市民、各種法人、ボランティア団体、行政区又は市民グループで構成する団体とする。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 環境保全事業

- ア 森林、河川における環境保全活動
- イ 動植物の保護活動
- ウ 環境調査活動
- エ その他検討委員会が認める活動

(2) 環境教育事業

(3) 南アルプスユネスコエコパーク（以下「エコパーク」という。）関連事業

- ア エコパークエリア内における自然、文化を守る活動
- イ エコパークエリア内の地域の発展を目指す活動

ウ エコパークの目的を推進する団体における設立及び運営に関する経費

エ その他検討委員会が認める活動

2 前項に規定する補助対象事業については、複数年において継続して実施する事業とする。ただし、検討委員会が認める場合はこの限りでない。

3 補助金交付対象事業については、当該補助金交付年度の4月1日から翌年3月31日までの間において実施する事業とする。

(補助対象経費)

第4条 補助金の対象となる経費は、前条に規定する補助対象事業の実施に要する費用とし、次の表に掲げるもの（車両、建築物、コンピュータ及び周辺機器並びに動物の購入にかかる経費は除く。）とする。ただし、検討委員会が認めた経費とする。

区分	対象経費
報償費	事業を開催する場合の講師及び専門家への謝礼（団体構成員に対するものは除く。）
旅費	講師、専門家の活動場所までの交通費及び先進地視察等の交通費の実費
消耗品費	プログラム、ポスター等の用紙、封筒、文具類、磨耗しやすい機材の部品等、事業にかかる消耗品
食料費	屋外活動における飲料代及び弁当代並びに講師等の食事代
燃料費	活動にかかる機材、車等の燃料代
印刷製本費	会議の資料、ポスター、チラシ、テキスト及び保存用資料の印刷代
通信運搬費	チラシ等募集案内、資料などを送付するための切手、はがき、宅配便等（電話料、インターネット使用料は除く。）
保険料	活動の参加者及び講師等が加入する損害賠償保険料
広告料	広告宣伝費
使用料及び賃借料	会場の借上げ料、機械のリース料

備品購入費	活動に必要な機材（当該事業により購入した備品については、市が指定するシールを貼り、適切に管理すること。）
-------	--

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、補助対象事業経費の3分の2以内とし、限度額を次の各号に掲げるとおりとする。ただし、検討委員会が認める場合はこの限りでない。

（1） 当該実施地域において、地域住民と共同して行う事業 1,000,000円

（2） その他の事業 300,000円

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

3 同一事業において、複数年に渡り継続的に補助金の交付を受ける場合は、検討委員会が認める交付年数を限度とする。

（事業の提案）

第6条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、北杜市環境保全事業提案書（様式第1号。以下「提案書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

（1） 北杜市環境保全事業概要書（様式第2号）

（2） 事業実施場所の写真

（3） その他検討委員会が必要と認める書類

（事業の選定）

第7条 市長は、前条に規定する提案書の提出があったときは、速やかに事業の目的及び内容並びに関係書類等を審査し、検討委員会に諮るものとする。

2 検討委員会は、北杜市環境保全事業審査書（様式第3号。以下「審査書」という。）により、審査をし、事業を選定するものとする。この場合において、審査書に定めがない事項については、検討委員会において協議の上、審査するものとする。

3 検討委員会が必要と認めるときは、申請団体を会議に出席させ説明を求めることができる。

4 検討委員会は、事業の選定に当たり、必要があると認めるときは、専門知識を

有する者を会議に出席させ意見を求めることができる。

5 検討委員会において、補助金を交付すべき事業と選定したときは、北杜市環境保全事業補助金交付内定通知書（様式第4号。以下「内定通知」という。）により申請団体に通知するものとする。

6 市長は、前項に規定する内定通知に、必要な条件を付すことができる。

（補助金の交付申請）

第8条 前条第5項に規定する内定通知を交付された申請団体（以下「内定団体」という。）は、北杜市環境保全事業補助金交付申請書（様式第5号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 前条第6項に規定する条件を付された内定団体は、申請書に変更内容を記載した提案書を添付するものとする。

（補助金の交付決定等）

第9条 市長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、速やかに事業の目的及び内容並びに関係書類等を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、北杜市環境保全事業補助金交付決定通知書（様式第6号）により内定団体に通知するものとする。

（変更の承認）

第10条 前条に規定する交付決定を受けた団体（以下「実施団体」という。）は、事業の内容等を変更し、又は事業を中止し、若しくは廃止しようとするときは、北杜市環境保全事業補助金変更（中止・廃止）承認申請書（様式第7号。以下「変更申請書」という。）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更についてはこの限りでない。

（1） 支出予算額の各科目相互間における、30パーセント内の流用。ただし、交付決定額に変更が生じない流用に限る。

（2） その他市長が認める軽微の変更

2 市長は、前項に規定する変更申請書の提出があったときは、速やかに承認の可否を決定し、北杜市環境保全事業補助金交付変更決定通知書（様式第8号）により当該実施団体に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 実施団体は、当該補助対象事業が完了したときは、事業の完了の日から起算して1箇月を経過した日又は補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い時期までに北杜市環境保全事業補助金実績報告書（様式第9号）を市長に提出しなければならない。

（額の確定及び補助金の交付）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告を受けたときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認める場合は、補助金の額を確定し、速やかに北杜市環境保全事業補助金額確定通知書（様式第10号）により実施団体に通知するものとする。

2 前項に規定する通知を受けた実施団体が補助金の交付を請求しようとするときは、北杜市環境保全事業補助金交付請求書（様式第11号）を市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する請求書により、補助金を交付するものとする。ただし、市長が認めるときは、概算払により交付することができる。

4 前項ただし書に規定する、概算払を受けようとする実施団体は、北杜市環境保全事業補助金概算払請求書（様式第12号）に概算払を必要とする理由を付して、市長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 申請団体が虚偽その他不正な行為により補助金の交付を受けた場合又は実施団体が補助金を他の用途に使用し、当該補助事業に関する補助金の決定内容若しくはこれに基づく市長の処分等命令に違反した場合は、補助金の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 市長は、前項に規定する補助金の交付を取り消し、又はその額を減額した場合は、既に補助金の全部又は一部が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

（財産の管理等）

第14条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効果的な運用を図らなければならない。

- 2 当該補助事業により取得した備品及び不動産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、市長の承認を受けずに、当該補助事業の目的に反して、使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 3 実施団体は、前項に規定する承認を受けようとする場合は、財産処分申請書（様式第13号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 市長は、前項に規定する承認を受けて財産を処分し、その処分により収入があった場合には、その収入の全部又は一部を納付させることができる。

（書類の保管）

第15条 実施団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を整備し、当該補助対象事業の完了の日の属する年度の終了後10年間保管しておかなければならない。

（報告及び調査）

第16条 市長は、必要があると認める場合は、実施団体に対し報告を求め、又は関係職員を派遣して帳簿その他関係書類を調査させることができる。

（その他）

第17条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月1日告示第88号）

この告示は、公布の日から施行する。ただし、様式第9号別紙1の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。